

改正 平成15年8月18日

平成16年8月1日

（目的）

- 1 この要綱は、市民の生涯にわたる文化・教養活動やスポーツ・レクリエーション活動等（以下「生涯学習活動」という。）を促進・発展させるために八王子市（以下「市」という。）における生涯学習活動を支援する講師・指導者等の情報登録に必要な事項を定める。

（情報の収集・登録）

- 2 生涯学習活動に関する資格や豊富な経験を保有する者で、生涯学習の講師・指導者としてふさわしい者の情報を、講師・指導者情報（以下「指導者情報」という。）として生涯学習スポーツ部学習支援課で収集し、登録・保管する。

（1）指導者情報は、当該個人の承諾を得た上で登録するものとする。

（2）指導者情報の登録は、名簿やコンピューターによるデータベースにより行うものとする。

（3）講師・指導者の個人情報については、その保護に万全の措置をとる。

（4）公正・公平性及び情報の正確性の確保に努める。

（登録の要件）

- 3 登録する講師・指導者は、主に市内での生涯学習活動を目的とし、次の各項目に当てはまる者とする。

（1）文化、芸術、科学、スポーツ・レクリエーション等の分野において、専門的知識や特技、経験を持ち、市民の生涯学習活動に対して講師・指導者として支援する意思がある者。

（2）八王子市在住、在勤、在学の者。ただし、市内施設で一定期間講師として活動した市外在住者も含める。

（3）市民の生涯学習活動に深い理解と熱意があり、意欲のある者。

（登録情報の内容）

- 4 この要綱における指導者情報は、次に掲げる項目とする。

（1）分野

（2）氏名・別名（芸名等）、肩書

（3）生年

（4）指導内容

（5）対象、レベル

（6）条件

（7）報酬

（8）資格、経験、所属団体

（9）指導、講演、講義の実績

（10）自宅住所・電話番号・FAX番号・E-mailアドレス

（11）連絡先住所・電話番号・FAX番号・E-mailアドレス

（12）連絡方法

（13）顔写真の掲載希望の有無

（情報の提供）

- 5 指導者情報の提供範囲は、次のとおりとする。

（1）生涯学習情報誌等による提供

（2）インターネットによる情報提供

（3）窓口や電話等での問い合わせに応じた情報提供

（情報の利用）

- 6 市民による指導者情報の利用は次のとおりとする。

（1）情報の詳細について提供を受けた者、又はインターネットにより情報を取得した者は、その利用目的に従って、当該講師・指導者と直接連絡をとり、申込みを行うものとする。

（2）講師・指導者と情報提供を受けた者との交渉・契約等については、当事者間の責任に委ねることとし、市は関知しないものとする。

(登録の期間)

7 登録の期間は3年以内とする。ただし、当該個人からの申し出があった場合は、期間を更新することができるものとする。

(登録の変更及び取り消し)

8 次の事由に該当する場合は、登録の内容を変更、追加又は取り消しをすることができる。

- (1) 当該個人からの申し出があった場合
- (2) 登録の内容を偽り、又は誤りを知っていて訂正を申し出なかった場合
- (3) 指導者の地位を利用し、宗教・政治活動をした場合
- (4) 社会的信用を失墜するような行為があった場合
- (5) その他、この要綱の目的に反すると認められる行為があった場合

(委任)

9 この要綱に定めるもののほか、指導者情報の登録に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。